

東日本大震災ならびに平成 25 年台風 26 号により直接的な被害を受けられた方へ 災害復旧資金融資【略称：災】、災害関係保証

1. 激甚災害指定

東日本大震災による災害が、平成 23 年 3 月 13 日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき激甚災害指定され、平成 29 年 3 月 31 日までの間、同法第 12 条に規定される『災害関係保証』が適用されます。

※平成 25 年台風 26 号による災害についての激甚災害の指定期間は平成 28 年 5 月 7 日をもって終了しました。

2. 東日本大震災について

・災害復旧資金融資、災害関係保証の概要

【実施期限】平成 29 年 3 月 31 日

直接的な被害を受けられた中小企業者が、事業の再建に必要な資金調達ができるよう支援する制度です。

- 激甚災害指定期間内の平成 29 年 3 月 31 日までに融資実行する必要があります。
- 比較的低金利でのご利用が可能です。
- 「災害復旧資金融資」では、東京都が信用保証料の全額を補助します。

【東日本大震災】

	東京都制度融資 災害復旧資金融資 【略称：災】	全国統一制度 災害関係保証
対象となる方	次のいずれかに該当する中小企業者等 1.地震・津波等により直接被害を受けた方 →区市町村長等の罹災証明が必要 2.原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内に事業所を有する方 →納税証明書、商業登記簿等の確認が必要	
保証限度額	8,000 万円	2 億 8,000 万円 (組合 4 億 8,000 万円)
資金用途	運転資金・設備資金（ただし、事業の再建に必要な資金）	
貸付形式	証書貸付 (貸付期間 1 年以内の場合、手形貸付も可能)	
保証割合	100%保証（責任共有対象外）	
保証期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む）	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）
返済方法	分割返済（融資期間 1 年以内の場合、一括返済も可能）	

貸付利率	【固定金利】年 1.5% (注1) 利子補給あり	金融機関所定の利率		
担保	必要に応じて			
保証人	法人代表者(組合は代表理事) 以外は原則として不要			
保証料率	(年率)			
	保証付融資合計額 ◇(安定化)の残高を除く	500万円以下	500万円超 1000万円以下	1000万円超
	保証料率	0.4%	0.7%	0.8%
必要書類	◆東京都制度融資(災害復旧資金融資)では、東京都が信用保証料の全額を補助します。 通常の申込書類等のほか、区市町村長等が発行する「罹災証明」等			

(注1) 東京都が融資後1年間を限度に、融資額全額について0.50%の利子を補給します。

※事業所は、主たる事業所のみならず、支店・工場・作業所・倉庫等も含まれます。

主たる事業所が被災地域外であっても、支店等が被災地域内にあれば差し支えありません。

※間接被害のみを受けた者は、本保証の対象となりません。

ご利用の手続き

○ 対象となる方【東日本大震災】1 「罹災証明」

罹災証明取得	区市町村長等の証明を受けていただきます。
--------	----------------------



保証申込	罹災証明を添付し、信用保証の申込みをします。
------	------------------------

○ 対象となる方【東日本大震災】2

計画区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内に事業所を有する確認	納税証明書、商業登記簿謄本等の確認書類を添付し、信用保証の申込みをします。
-----------------------------------	---------------------------------------

[保証申込手続きについてはこちら](#)

[東日本大震災に係る中小企業・小規模事業者資金繰り支援策についてはこちら
\(中小企業庁HPへリンク\)](#)

3. 平成25年台風26号について

・災害復旧資金融資の概要

【実施期限】平成29年3月31日

直接的な被害を受けられた中小企業者等が、事業の再建に必要な資金調達ができるよう支援する制度です。

- 比較的低金利でのご利用が可能です。
- 東京都が信用保証料の全額を補助します。

【平成 25 年台風 26 号】

	東京都制度融資 災害復旧資金融資【略称：災】
対象となる方	「平成 25 年台風 26 号」により直接的な被害を受けた中小企業者等
保証限度額	2 億 8,000 万円
資金使途	運転資金・設備資金
貸付形式	証書貸付（貸付期間 1 年以内の場合、手形貸付も可能）
保証割合	100%保証（責任共有対象外） 80%保証（責任共有対象）
保証期間	運転資金は 10 年以内、設備資金は 15 年以内（据置期間 1 年以内を含む）
返済方法	分割返済（融資期間 1 年以内の場合、一括返済も可能）
貸付利率	【（責任共有利率）固定金利/年 1.7%】 【（全部保証利率）固定金利/年 1.5%】 （注 2）利子補給あり
担保	必要に応じて
保証人	法人代表者（組合は代表理事）以外は原則として不要
保証料率	◆東京都制度融資（災害復旧資金融資）では、東京都が信用保証料の全額を補助します。
必要書類	通常の申込書類等のほか、東京都大島町が発行する「罹災証明」

（注 2）東京都が、融資金額 1 億円を限度として融資利率相当分の利子を補給します。

また、融資金額 1 億円を超え責任共有利率が適用される者に対しては、別途、0.2%相当分の利子を補給します。

※事業所は、主たる事業所のみならず、支店・工場・作業所・倉庫等も含まれます。

主たる事業所が被災地域外であっても、支店等が被災地域内にあれば差し支えありません。

※間接被害のみを受けた者は、本保証の対象となりません。

ご利用の手続き

○対象となる方【平成 25 年台風 26 号】「罹災証明」

罹災証明取得	東京都大島町の証明を受けていただきます。
--------	----------------------



保証申込	罹災証明を添付し、信用保証の申込みをします。
------	------------------------

[保証申込手続きについてはこちら](#)

[東京都制度融資「災害復旧資金融資の案内（平成 25 年台風 26 号に伴う被害）」についてはこちら（東京都のサイトへリンク）](#)